

関税法第 24 条第 1 項の規定に基づく、阪神港（大阪区港頭地区及び大阪区南港地区）における本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の指定について

令和 3 年 7 月 28 日

関税法第 24 条第 1 項の規定に基づく、阪神港（大阪区港頭地区及び大阪区南港地区）における本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所を以下のとおり指定し、令和 3 年 7 月 28 日から適用することとしたので、関税法施行令第 22 条第 1 項の規定に基づき公示する。

なお、「関税法第 24 条第 1 項の規定に基づく、阪神港（大阪区港頭地区及び大阪区南港地区）における本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の指定について」（平成 30 年 3 月 12 日付掲示第 10 号）は、本指定の適用をもって廃止する。

大阪税関長 小 林 一 久

関税法第 24 条第 1 項の規定に基づく、阪神港（大阪区港頭地区及び大阪区南港地区）における本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の指定

1. 船舶と陸地との交通場所

イ. 阪神港（大阪区港頭地区）

	指定交通場所	船舶の係留場所
(1)	南海岸通物揚場	
(2)	中央突堤南岸基部物揚場	
(3)	中央突堤北岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口	中央突堤北岸壁
(4)	第 1 号岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口	第 1 号岸壁
(5)	第 1 突堤内岸壁（WF14、WF16、WF18、WF20）に港湾施設管理者が設置した出入口	第 1 突堤内岸壁（WF14、WF16、WF18、WF20）
(6)	第 2 突堤内岸壁（WF22、WF24、WF26）に港湾施設管理者が設置した出入口	第 2 突堤内岸壁（WF22、WF24、WF26）
(7)	第 3 突堤内岸壁（WF28、WF30、WF32、WF34、WF36、WF38、WF40、WF42）に港湾施設管理者が設置した出入口	第 3 突堤内岸壁（WF28、WF30、WF32、WF34、WF36、WF38、WF40、WF42）
(8)	天保山岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口	天保山岸壁
(9)	安治川第 1 号岸壁、第 2 号岸壁、第 3 号岸壁（WF9B）及び大阪港サイロ岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口	安治川第 1 号岸壁、第 2 号岸壁、第 3 号岸壁（WF9B）及び大阪港サイロ岸壁

(10)	㈱辰巳商会在設置したゲート	㈱辰巳商会構内 M10 岸壁
(11)	舞洲内岸壁 (HS1、HS2、HS3、HS4、HS5) に港湾施設管理者が設置した出入口	舞洲内岸壁 (HS1、HS2、HS3、HS4、HS5)
(12)	夢洲内岸壁 (C10、C11、C12) に港湾施設管理者が設置した出入口	夢洲内岸壁 (C10、C11、C12)
(13)	㈱中山製鋼所が設置したゲート	㈱中山製鋼所構内西本岸壁、東本岸壁 (P7)
(14)	桜島岸壁、梅町岸壁及び梅町西岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口	桜島岸壁、梅町岸壁及び梅町西岸壁
(15)	北港岸壁 (WF51、WF55) に港湾施設管理者が設置した出入口	北港岸壁 (WF51、WF55)
(16)	第 11 号岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口	第 11 号岸壁

ただし、上記(1)及び(2)の場所は、沖がかり船と陸地との交通に、上記(3)から(16)の場所は、それぞれの岸壁にけい留している船舶と陸地との交通に限る。

ロ. 阪神港 (大阪区南港地区)

	指定交通場所	船舶の係留場所
(1)	大阪港コンテナ埠頭岸壁 (C1、C2、C3、C4、C8) 及び南港 C9 岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口	大阪港コンテナ埠頭岸壁 (C1、C2、C3、C4、C8) 及び南港 C9 岸壁
(2)	南港 I 岸壁 (I1、I2、I3、I4、I5、I6、I7、I8) に港湾施設管理者が設置した出入口	南港 I 岸壁 (I1、I2、I3、I4、I5、I6、I7、I8)
(3)	南港中埠頭内岸壁 (L1、L2、L3、L4、L5、L6、L7、C6、C7) に港湾施設管理者が設置した出入口	南港中埠頭内岸壁 (L1、L2、L3、L4、L5、L6、L7、C6、C7)
(4)	南港南埠頭内岸壁 (J1、J2、J3、K1、K2) に港湾施設管理者が設置した出入口	南港南埠頭内岸壁 (J1、J2、J3、K1、K2)
(5)	大阪港埠頭ターミナル(株)が設置したゲート	住友商事南港埠頭 J5 岸壁
(6)	南港北埠頭内岸壁 (R1、R2) に港湾施設管理者が設置した出入口	南港北埠頭内岸壁 (R1、R2)
(7)	国際フェリー岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口	国際フェリー岸壁
(8)	南港 A 岸壁 (1号、2号) に港湾施設管理者が設置した出入口	南港 A 岸壁 (1号、2号)
(9)	南港 G 岸壁 (8号) に港湾施設管理者が設置した出入口	南港 G 岸壁 (8号)

ただし、上記場所は、それぞれの岸壁にけい留している船舶と陸地との交通に限る。

2. 貨物の積卸場所

イ. 阪神港（大阪区港頭地区）

- (1) 指定保税地域の岸壁及び物揚場の沿岸
- (2) 指定保税地域以外の保税地域前面の岸壁及び物揚場の沿岸（ただし、当該保税地域に搬出入される貨物に限る。）
- (3) 保税地域への貨物の搬出入と積卸しとが一体的に行われる装置（パイプライン及びサイロ用コンベアー等）を有する岸壁及び物揚場の沿岸
- (4) 第3突堤第8号岸壁の沿岸

ロ. 阪神港（大阪区南港地区）

- (1) 指定保税地域の岸壁及び物揚場の沿岸
- (2) 指定保税地域以外の保税地域前面の岸壁及び物揚場の沿岸（ただし、当該保税地域に搬出入される貨物に限る。）
- (3) 住友商事南港埠頭 J5 岸壁の沿岸

ハ. その他（大阪税関本関直轄出張所管轄区域）

- (1) 指定保税地域以外の保税地域前面の岸壁及び物揚場の沿岸（ただし、当該保税地域に搬出入される貨物に限る。）